

国民保護に関する基礎資料

武力攻撃事態対処法

【対処に関する基本理念】

- 国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。
- 日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない、これに制限が加えられる場合にあっては、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

【対処基本方針】

- 手続
 - ・ 内閣総理大臣が案を作成し、閣議の決定を求める。
 - ・ 案の作成に当たっては、安全保障会議に諮る。
 - ・ 閣議の決定の後、国会の承認を求める。
- 定める事項
 - 武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
 - 武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針
 - 対処措置に関する重要事項
 - ・ 国民の保護に関する措置
 - ・ 自衛隊の行動
 - ・ 米軍の行動に関する措置
 - ・ その他

安全保障会議

諮問
答申

承認

国会

【武力攻撃事態等対策本部】

対処基本方針に基づいて
対処措置を実施

国際人道法の的確な実施

捕虜
取扱い法

国際人道法違反
処罰法

国民保護法

特定公共施設
利用法

・ 米軍行動関連措置法
・ 海上輸送規制法
・ 自衛隊法の一部改正

武力攻撃の排除

自衛隊による活動

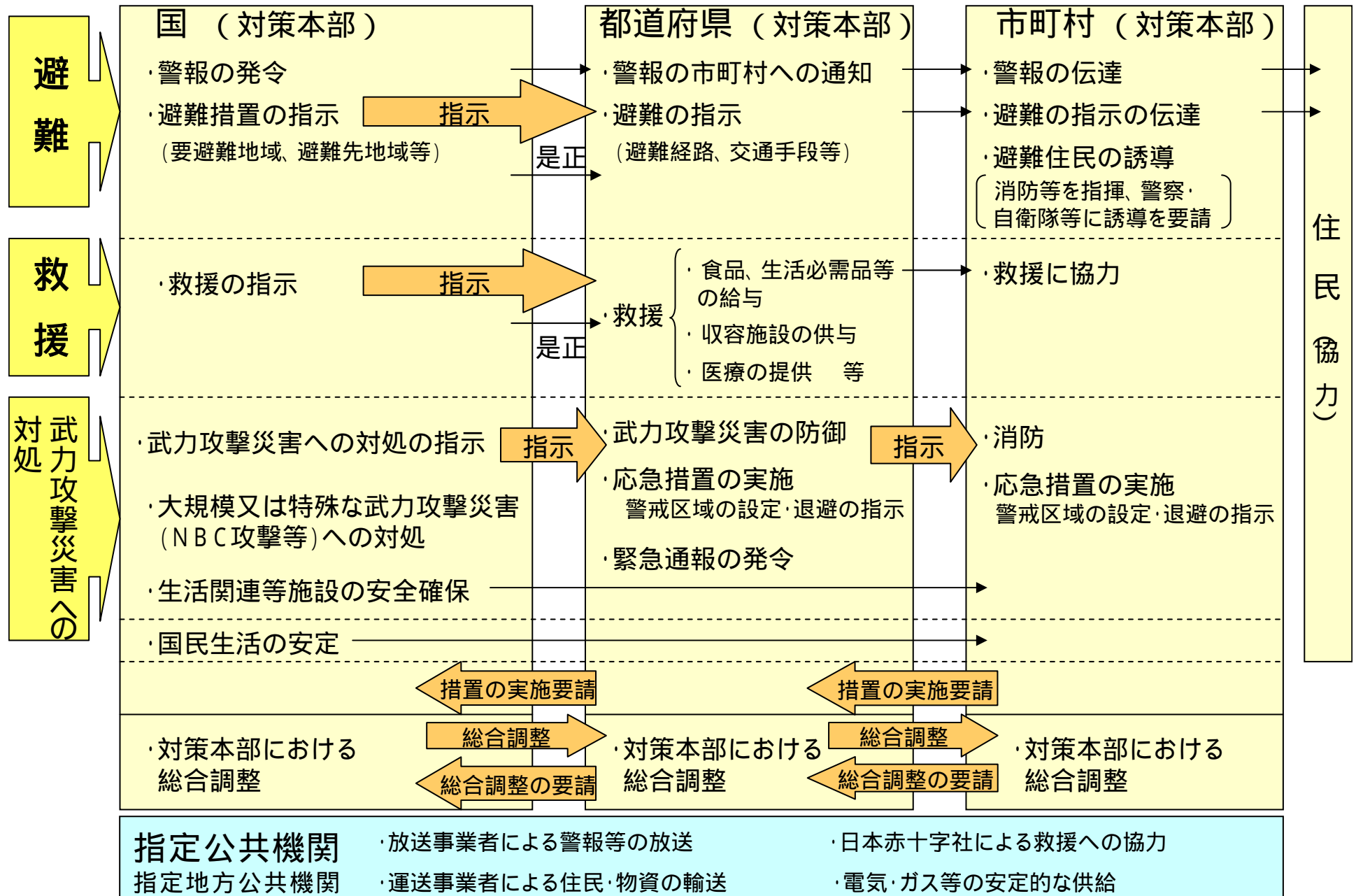
米軍の行動に
関する措置

避難に関する
措置

救援に関する
措置

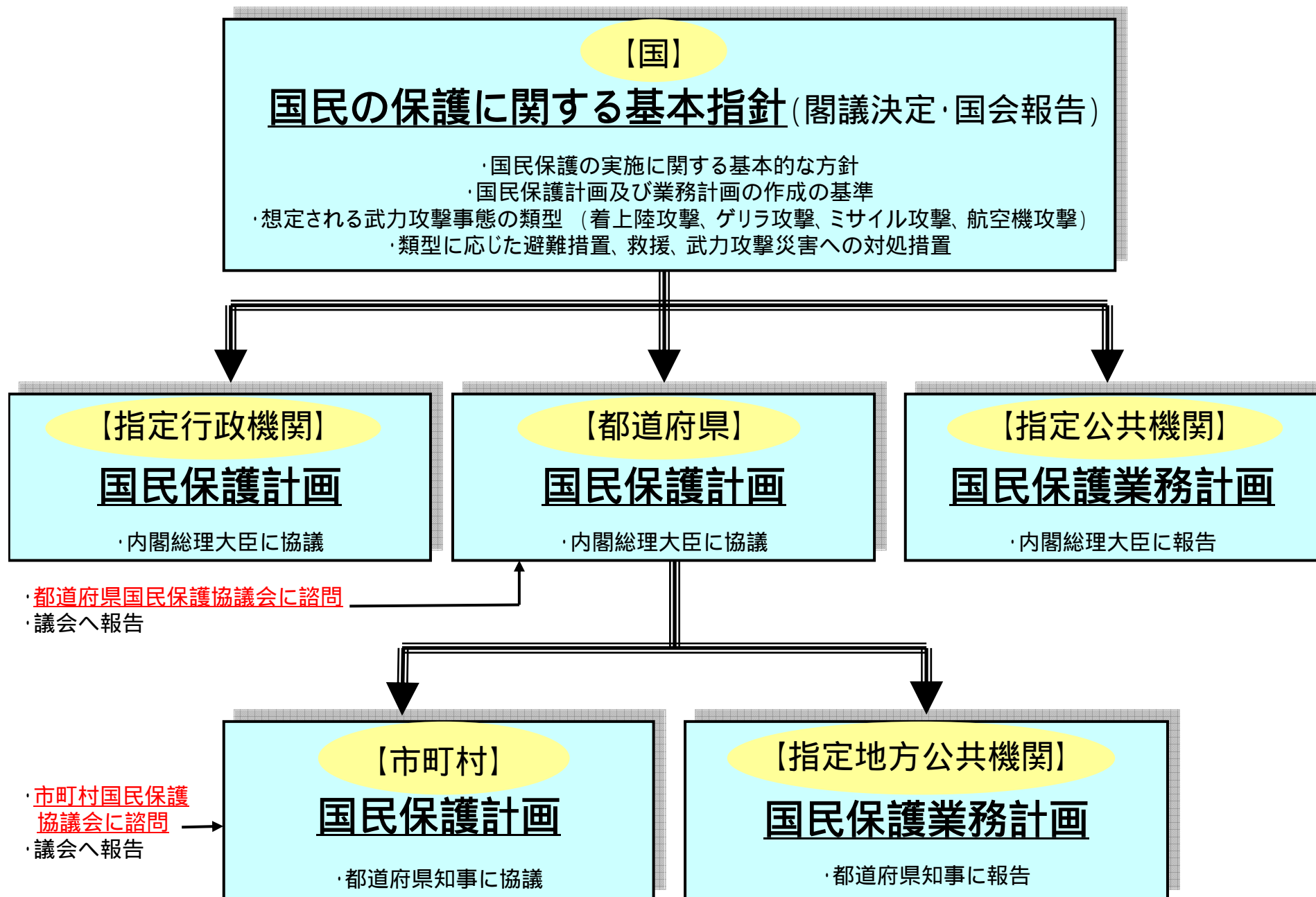
被害最小化の
ための措置

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」



< 参照条文 > 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抄）

（都道府県協議会の組織）

第三十八条 都道府県協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、都道府県知事をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。
 - 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - 二 防衛庁長官が指定する陸上自衛隊に所属する者、海上自衛隊に所属する者及び航空自衛隊に所属する者
 - 三 当該都道府県の副知事
 - 四 当該都道府県の教育委員会の教育長、警視總監又は当該道府県の道府県警察本部長及び特別区の消防長
 - 五 当該都道府県の職員（前二号に掲げる者を除く。）
 - 六 当該都道府県の区域内の市町村の長及び当該都道府県の区域を管轄する消防長
 - 七 当該都道府県の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - 八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者
- 5 委員の任期は、二年とし、再任することを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 都道府県協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関又は指定地方公共機関の職員及び国民の保護のための措置に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 8 前各項に定めるもののほか、都道府県協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村協議会の組織)

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市町村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。

一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員

二 自衛隊に所属する者(任命に当たって防衛庁長官の同意を得た者に限る。)

三 当該市町村の属する都道府県の職員

四 当該市町村の助役

五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)

六 当該市町村の職員(前二号に掲げる者を除く。)

七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。

6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。